



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明治初期の国民教化策についての考察
Author(s)	小山, 毅
Citation	北海道大學教育學部紀要, 10, 93-95
Issue Date	1964-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29009
Type	departmental bulletin paper
File Information	10_P93-95.pdf



彙報 1 大学院修士論文要約

明治初期の国民教化策についての考察

小 山 毅
教育史学研究室

目 次

序説 問題の所在

第1章 維新当初の教化策——神祇省・宣教使

第1節 維新政府の神道政策

第2節 幕末維新前後の庶民教育策

第3節 宣教使の教化活動

第2章 文明開化策に対応した教化策——教部省・教導職

第1節 教部省の設置とその意図

第2節 教導の理念

第3節 説教活動と民衆の反応

第3章 教導職の教化活動の位置

第1節 国民教育策との関連

第2節 歴史敘述における位置

第3節 仮説の検証

戦前までの日本の公教育は、国家権力の直接統制によるいわゆる天皇制教育体系として確立されていた。ここでは教育それ自身が統治手段の様式とされ、中央集権、勅令による指揮監督、教育内容の画一化と科学からの乖離などを特徴とした。従って日本の近代教育史は観念的精神主義による、皇国イデオロギーへの同質化、即ち教化の歴史であった、という側面を強く有している。教化が民衆の中に深く滲透し成功した大きな原因は、教化の主柱になった思想が民衆生活にとけ込んでいた伝統思想を基礎とし、滲透の過程においてもいわゆる「ムラ」の統治機構を最大限に利用していたからである。

小論の対象は維新後約10年間の国民教化組織であった宣教使および教導職である。宣教使の考察では、文部省の確立、学制頒布以前の各種の教育論、制度の中に、国民を教化しようという考え方がどのように表現されたかを主として検討し、教導職の考察では、国民教育制度の確立過程から脱落しながらも、教化組織がいかなる目的のために、いかなる活動をしたかを主として検討した。

その際、社会主義者による論文「明治時代の政教史」（筆者不詳。明治38年3月の『直言』所載）が、宣教使、教導職の理念を歴史的に概観した後、教育勅語発布後の国民教育策の精神は、その再版であると論じたのを序説の手がかりとした。他方、小松周吉氏、小瀬仁作氏が明

治初期の教育政策を一連の教化政策との関連で総体的に把握し、そのことによって20年代以降に天皇制教育体系に両者が統一され、確立されていくとする仮説を、論文構成の根底においた。小論で資料的に最も力をいれたのは、第1章第3節および第2章である。

<第1章の要旨>

維新の国是は慶応3年12月9日の「王政復古の大号令」に発したように、一連の教化策は、神道国教化策と密接不可分の関係にある。神道とは本来、古来からの素朴な神祇思想と、時代の変化に従ってさまざまな宗教的意義を附与した総体である。現実的には天皇家の神格化であり、神道に国家的意義を与えることによって、逆に国家的権威を神道の基礎の上に置こうとしたものである。

官制の上では、明治2年6月版籍奉還により、一応全国が中央の直轄となった後、2官6省の制によって太政官が最上位に置かれ、職掌に「監宣教」が新たに加えられ、直接民衆に接しようとしたのが、教化策の始まりである。宣教使設置の原動力は、幕末以来の神仏分離、廃仏毀釈の風潮と、これと対極にあった浦上周辺のキリスト教徒への教誨の経験である。他方新政府が民衆に接しようとする根底には、学問することとは分離され、法令

の遵守、職責の履行を目的とする伝統的な「民を教ゆる」とする、支配者の考え方があつた。つまり、学問体系に基いて内容を制度化するか、学習者の主体を重んじるか、の2点で<教育>と本来庶民を対象とする<教化>は決定的に相異した。

維新後庶民に示された策は、第1に幕府以来の「定三札」である。また、「諸府県施政順序」や「東北地方へノ達」の、「小学校ヲ設ル」理由は「庠序ノ教不備候テハ政教難被行候」ということであつた。つまり復古的太政官制の下に、政教一致にもとづく<教>を立て「民を教ゆる」ことが意図されていた。元年1月の玉松操・平田鉄胤・矢野玄道の学校掛任命が、政府の教育に関する公文第1号であるが、制度規則を「急速可取計候事」とされた背景にはさらに「口達」をみると、西欧化への一般的な警戒とキリスト教への思想対策的な意味をもっていたことが知られる。当時の教育論をみても主として国学者は、神道に基づく国民思想の統制による絶対主義的権力の確立を、庶民<教育>策に期待した。それらは独自の教育体系・学校体系をもたなかったために開明派による国民教育制度、学校体系の整備の過程から脱落し、その結果、成人した庶民に直接対処する策として生みだされたのが、2年7月の宣教使の設置である。

設置の過程で、神道による統制はキリスト教へ対処することが強く意識された。宣教使には国学者と神官が任命された。その<教>は3年1月の「大教宣布詔」、4月の「宣教使心得書」に具体化された。祖先のたてた極や統を「惟神之大道」として天下に布くという意図である。伝統的固有な神祇思想にうまく整合し天皇は神と同化した。つまり天皇を頂点とする新しい階層秩序を構成することが教化活動の任務であつた。教化活動は共同責任という農村共同体的倫理に全面的に依拠し、宣教使は当然にも一方的な伝達の機構と心得られた。

実際の活動は全般に不振であつたが、この大教、つまり神政道徳は中央集権の確立と同時に国家によって規定され、神社行政と結びついて、陰に陽に国民の精神構造を決定する根幹となつた。

<第2章の要旨>

4年7月に廃藩置県が行われ、天皇親臨による専制的な中央政権が確立された。同時に庶民対策として、従来の神祇省——宣教使の教化活動の不備への批判をこめて、国体概念の明徴を図る教化活動の強化が、12月22日左院から建議された。この結果「全国諸教ヲ統括シ其教律ヲ執テ以テ匪教ヲ正シ人民ヲシテ帰向依頼スル処アラシム」、つまり天皇制権力を神聖化しそれを批判する一切の潮流を圧殺する目的をもって、宣教使を廃して5年

3月教部省が設けられた。これは中央集権支配の確立の一環としてのみならず、文部省——学制とならんで設置されたゆえには、農民層の土地改革の要求を含めた反封建闘争の激発に対する教化・慰撫の意味をもっていた。教導職には神官僧侶が強制的に教化の末端に位置付けられ、のみならず地方名家、諸芸人も動員され、7年の教部省上申書ではその数7000を越えた。文部省——学制が当初専ら実学思想に基いて<学問する>ことによって富国強兵を図つた時、教導職は国民の精神的統一を専らとした。

教導職の教化活動の理念は基本的に「大教宣布詔」を受けつぎ、5年4月の「敬神愛国」、「天理人道」、「皇上奉戴・朝旨遵守」の3条の教憲に具体化された。佐原素嶽の解説書『三則私言』では単純な神道国教主義を排し、村の祭礼を村社と結びつけ、さらに神州の神州たるゆえんに説きおよぼうとするもので、伝統的な慣習構造に深くくい込む論理を有していた。教導職の設置に最も力のあつたのは国学者ではなく西郷隆盛、江藤新平であつたことから、教導職には新しい要素が加わりそれは、6年2月の教化活動の準則28兼題の内、特に17兼題に示されている。17兼題は、皇国国体・皇政一新・道不可変・制可隨時・人異禽獸・不可不教・不可不学・外国交際・權利義務・役心役形・政体各種・文明開化・律法沿革・国法民法・富国強兵・租税賦役・産物物産、であつた。

この意図は一方では伝統的な慣習構造を横すべりさせて天皇を神格化し、臣民的な階層秩序に庶民を組み込むことであり、他方では新政策を庶民に周知徹底させることにあつた。瑕岳宗興の『二十八題弁略』では、不可不教や租税賦役が全て富国強兵のためとされ、学校もまたそれに他ならぬことが、就学すべき子供の親である庶民に説教された。そして「万民ヨク万物ヲ理シテ以テ一君ニ奉スヘキ」であり、「文明開化ハ万民ヨク聖王ノ教化ニ随順スルヲ謂フ也」というのが、その中心的な理念として主張されたところに、教化活動の目的が端的に表現されている。

実際の説教活動は社寺を教院とし、あるいは新たに建立し、または巡回して行われた。『教導職茨城県北部巡回日誌』をみると、説教は3条教憲、28兼題に必ずしも拘泥せず、説教人も教導職の他その地の名士を含み、聴衆の組織も正副戸長といった村の組織を利用しており、新政府の政策は村の規制・慣習と巧みに混合されて説教された。この様子は新聞、雑誌等に多く記録されているが、その多くは翼賛的な賛美と、他には教導職へのあてこすりや説教の拙劣さに対する批判であつて、教化そのものに対する批判はほとんど無い。

教導職の活動は、例えば宮城県において、徴兵令、学

校規則、戸籍、地租改正など、「大ニ政事ヲ賛補」しつつ行われた。また新政府に対する農民騒擾に対しては積極的にこの説得にあたり、教導職もまた、「地方官ハ朝旨ヲ遵奉シテ民ヲ施治シ教導職ハ地方官ヲ助テ民心ヲ維持スル所以」と、『教義新聞』などに自己の任務を表現した。つまり教導職は兵部省的武力とは対照的に、民衆を慰撫することを任務とした。

教部省は10年に廃され、人民教化に関する事務は内務省にひきつがれ、17年に至って教導職も廃され、神社行政および宗教上の監督はそのまま内務省が受けついで。ところで教導職の活動は、現実に新しい知識を庶民に与えた点、倫理綱常を明らかにするのが教育の目的だととらえる、の2点から、庶民に対する教育機関としてもとらえられていた。

＜第3章の要旨＞

5年10月ころ、教部省と文部省の合併の運動があったといわれ、事実合併が達せられたが、『明治以降教育制度発達史』では「文部省と教部省が同一の庁舎に在り、かつ文部卿が教部卿を兼任するといふ意味に過ぎず」とされている。しかし合併運動の本来の目的は学制実施に際して、施設と人を速急に必要としたからであろう。このことは6月3日の学制への追加「神官僧侶学校ノ事」が制定されたことによって明らかである。5年8月に頒布された学制が実施されたのは、6年2月ころからである。この規則は9月には全文削除され、わずか半年間のことではあった。しかしこの意図は小学校の教師および校舎を補填するために他ならず、学制の早急な実施のために地方の知識層としての神官僧侶が利用されたと思われる。事実、6年に開設された小学校の40校強が寺院を利用したものであった。これが削除された意味は従来の研究によれば、宗教教育を禁止したためから、キリスト教、仏教への対処のためと思われる。

こうして教育機関と教化機関が併存したわけだが庶民はこれをどう感じたか。7年5月に教部省は、教院を「文部省所轄学校ト判然区別相立」つるよう達しているが、この前後の事情から庶民にとって、教院は学校と同じように思われたこと、現実に両者は同様の側面を有していたこと、がうかがわれる。

この達の前には両者の関連について新聞紙上に多くの意見が発表されている。例えば『教義新聞』には「学校ノ教化ハ知識ヲ開クヲ目的トス教院ハ人心ニ信ヲ生セシムルヲ目的トス」と専ら教化を2種にわけ各々それを分担することを主張する。さらに自己を主張すると「教院ヲ本トシ学校ヲ以テ羽翼トシ」という主張になる。つまり教育ではなく教化という全体構造の中に教化と教育

が主従の関係で構想されている。この主張の背景には、学制が徳育を軽視したことへの批判の一面を含み、教育制度の体系的な整備につれて、教育内容の中に積極的にとり入れられ、支配していく理念に成長していくものであった。

これらの教化活動が深層において力強い滲透力をもったのは、伝統的な慣習、つまり神島二郎氏によれば家・村・都・身分の4つの因子に密着して進められたことに根本の原因をもっている。そして国民を教化するという全体構造の中に教育（制度）を位置づけた日本的な公教育は、教育勅語の発布や、神社行政と密着し、神道を宗教外として学校教育に導入させることに実現された。

小論が意図した教育と教化の関連の検証に関しては、両者が10年代から20年代にかけて統一されていくとする仮説を、その統一の過程で宣教使・教導職の活動がどれ程実質的に影響したかを検証する必要があるが、それについては、資料的にも全くふれることができなかった。

＜主 な 資 料＞

- 1 『教部省達書』『教部省布達全書』『教導職茨城県北部巡回日誌』
- 2 『法規分類大全』『社寺取調類纂』『明治史要』
- 3 『教院講録』『教義新聞』（その他教義関係の新聞）
- 4 佐原秦嶺著『三則私言』 瑕岳宗興著『二十八題弁略』（その他3条教憲・28兼題の解説書）
- 5 常世長胤著『神祇官沿革物語』・『神教組織物語』
- 6 『新聞集成明治編年史』『幕末明治新聞全集』
- 7 『明治以降教育制度発達史』